

横須賀市諸料金口座振替実施要綱

(総則)

第1条 諸料金の口座振替に関する取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(取り扱う諸料金)

第2条 口座振替により収納することのできる料金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険料
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
- (5) 保育料
- (6) 公園墓地管理料
- (7) し尿収集等手数料
- (8) 市営住宅使用料（家賃・駐車場使用料）
- (9) 給食費

(取扱金融機関)

第3条 口座振替を取り扱う金融機関は、本市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「金融機関」という。）で、継続的に口座振替事務を取り扱う金融機関とする。

(申込手続等)

第4条 口座振替による納付を希望する納入義務者及び被保険者（以下「納入義務者等」という。）は、口座振替により納付しようとする諸料金に係る納入通知書等（以下「納入通知書等」という。）に口座振替依頼書を添えて金融機関へ提出するものとする。

2 金融機関は、前項の口座振替依頼書の提出を受けたときは、納入通知書等については、口座振替依頼書と内容が一致することを確認したうえで納入義務者等に返却し、当該口座振替依頼書について当該口座振替を承諾したときは、当該口座振替依頼書のうち本人控分は納入義務者等に交付し、金融機関保管分は自らが保管し、横須賀市保管分は所定欄に押印のうえ市長に送付するものとする。

(口座振替受付サービスによる申込手続)

第5条 前条の規定にかかわらず、納入義務者等は、マルチペイメントネットワーク（税金その他の公共料金をパソコン、携帯電話、現金自動預入支払機等からいつでも支払うことができる仕組みをいう。）を利用した口座振替受付サービス（以下「ペイジー口座振替受付サービス」という。）による口座振替の申込手続きを行うことができる。

2 ペイジー口座振替受付サービスによる口座振替の申込手続きができる預金口座は、市長が指定する金融機関（以下「ペイジー取扱金融機関」という。）の口座とする。

3 ペイジー口座振替受付サービスによる口座振替の申込手続きを希望する納入義務者等は、納入通知書等に横須賀市口座振替（自動払込）契約申込票（別記様式。以下「振替契約申込票」という。）を添えて、諸料金の収納担当課、総務部会計課又は各行政センター（以下「収納担当課等」という。）に提出するものとする。

4 収納担当課等は、振替契約申込票の提出を受けたときは、次のとおり取扱うものとする。

（1）納入通知書等と振替契約申込票の内容が一致することを確認し、納入通知書等を納入義務者等に返却する。

（2）振替契約申込票の記載内容をペイジー口座振替受付サービスの専用端末機（以下「専用端末機」という。）に入力し、内容を納入義務者等に確認させた後、納入義務者等に指定預金口座のキャッシュカードを専用端末機のカードリーダーに読み込ませ、暗証番号を入力させる。

（3）前2号の規定により入力された情報をペイジー取扱金融機関に送信する。

5 前項第3号の規定により送信された情報を受信したペイジー取扱金融機関は、利用者口座の認証等を行い、結果を市長に送信するものとする。

6 収納担当課等は、前項の結果通知を受けたときは、次のとおり取扱うものとする。

（1）口座振替が承諾された場合は、振替契約申込票のうち本人控分は納入義務者等に交付し、横須賀市保管分は所定欄に押印のうえ市長に送付する。

（2）口座振替が不承諾された場合は、納入義務者等にその旨を通知する。

7 横須賀市市税口座振替納付制度実施要綱（昭和49年4月1日制定）第7条

の規定により諸料金に係る口座振替の承諾を受けた者は、第5項の規定により口座振替の承諾を受けたものとみなす。

(原簿等の整理)

第6条 市長は、第4条第2項の規定による口座振替依頼書の提出を受け、又は前条第6項第1号の規定による振替契約申込票の送付を受けたときは、必要事項の記載を確認し、納入義務者等の徴収原簿等を整理するものとする。

(振替請求)

第7条 市長は、所要事項を記録した光ディスク又は磁気ディスク（以下「記録媒体」という。）に、振替に必要な書類を添え、予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）に定める総括店舗へ交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、記録媒体の交付に代えて、所要事項を記録したデータ（以下「振替データ」という。）を本市の使用に係る電子計算機と金融機関の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができるものとする。

3 市長は、記録媒体又は振替データを必要としない金融機関及び振替データを送信した金融機関に振替を依頼するときは、振替に必要な書類を第1項に規定する総括店舗へ交付するものとする。

(振替日)

第8条 口座振替期日は、その月の末日とし、再振替期日は、翌月の15日とする。ただし、当該日が休祭日の場合は、その翌日とする。

(振込み)

第9条 金融機関は、第7条の規定により交付を受けた記録媒体若しくは一括納入通知書又は受信した振替データにより振替日に納入義務者等の預金口座から市の預金口座へ振り込むものとする。

(通知書の送付)

第10条 金融機関は、振替手続きが完了したときは、領収済通知書を速やかに会計管理者に送付するものとする。

2 市長は、前項の領収済通知書の送付を受けたときは、速やかに納入義務者等に振替済通知書を送付するものとする。ただし、児童措置費負担金については、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条各号に規定する料金については、納入義

務者等から振替済通知書の送付が必要ない旨申出があったときは、当該通知書の送付を省略することができる。

(振替不能分)

第11条 金融機関は、振替日に納入義務者等の預金不足等により振替不能となったときは、不能理由を明らかにして市長に通知するものとする。

(取消し)

第12条 市長は、納入義務者等の口座振替が引き続き3箇月以上不能となったとき又は口座振替が適当でないと認めたときは、この取扱いを取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項により口座振替を取り消したときは、口座振替停止通知書により、その旨を金融機関及び納入義務者等に通知するものとする。

(解約手続)

第13条 納入義務者等は、口座振替による納入を解約しようとするときは、口座振替解約届を金融機関に提出するものとする。

2 金融機関は、前項の口座振替解約届を受けたときは、当該口座振替解約届のうち本人控分は届出人に交付し、金融機関保管分は自らが保管し、横須賀市保管分は所定欄に押印のうえ市長に送付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事務手続きについては、口座振替事務取扱要領によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 銀行口座継続振替実施要綱(昭和50年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横須賀市国民年金保険料口座振替実施要綱(昭和56年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行し、改正後の横須賀市諸料金口座振替実施要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第5条第3項関係）

横須賀市口座振替(自動払込)契約申込票

<ペイジー口座振替受付サービス>

横須賀市長

申込年月日

年

月

日

納税(入)義務者又は納税管理人等の意志により、下記の種目の納付について提示するキャッシュカードの口座による口座振替の方法を申し込みたいので、裏面の約定を確認のうえ、次のとおり依頼します。

1 納税(入)義務者 ※国民健康保険の場合は、世帯主を記入

住所			
フリガナ		電話番号	
氏名	外 名		

① 納税管理人等(※納税通知書に表記のある場合のみ記入)

※税の納付をご希望で、該当の方は右①②欄もご記入ください。

住所			
フリガナ		電話番号	
氏名	外 名		

② 納税管理人を設定した代表相続人(※納税通知書に表記のある場合のみ記入)

住所			
フリガナ		電話番号	
氏名	外 名		

2 口座名義人 口座名義人情報を記入(金融機関登録氏名欄は必ずご確認ください。納税(入)義務者欄と同じ項目は「同上」可)

住所		電話番号	
フリガナ	金融機関登録のフリガナ		
氏名	金融機関登録氏名		

3 振替種目 お申し込みの場合は、□に✓をして、通知書番号等を記入(廃棄物の場合、詳細も✓してください)

お申し込み種目	通知書番号等				開始時期		
<input type="checkbox"/> 市民税・県民税(普通徴収)	通知番号				年 月納期より		
<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 ※納税通知書ごとに依頼が必要です。	通知番号				年 月納期より		
<input type="checkbox"/> 軽自動車税 ※課税車両全てが口座振替となります。					年 月納期より		
<input type="checkbox"/> 廃棄物処理手数料 (ロシ尿一脱、ロシ尿特別・浄化槽)	整理番号						
<input type="checkbox"/> 市営住宅使用料 (家賃、駐車場使用料)	整理番号		住宅棟		番		
<input type="checkbox"/> 国民健康保険料	被保険者番号		-		-		
<input type="checkbox"/> 公園墓地管理料	芝生墓地 普通墓地	区	列	番	合葬墓 番		
<input type="checkbox"/> 保育料	代表児童名(カタカナ)	生年月日			保育所名		
<input type="checkbox"/> 介護保険料	被保険者番号						
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料	被保険者番号						
<input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金償還金	貸付番号	1	件	目	2	件	目
		3	件	目	4	件	目
		児童・生徒名(カタカナ)	生年月日			学校名	
		児童・生徒名(カタカナ)	生年月日			学校名	

備考		市役所受付印
----	--	--------